

○津山市都市計画審議会条例施行規則

平成12年3月31日
津山市規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山市都市計画審議会条例(平成12年津山市条例第22号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、津山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)の招集は、少なくとも会議の日の5日前までに会議の日時、場所及び議題を委員(条例第3条第1項及び第2項の規定による臨時委員及び専門委員を置くときは、これらを含む。)に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、出席委員(条例第3条第1項の規定による臨時委員を置くときは、これを含む。)の過半数の同意を得て、これを公開しないことができる。

(1) 津山市情報公開条例(平成11年津山市条例第2号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行うとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生じると認められるとき。

2 公開されない会議の議事録は、公表しない。

(発言)

第4条 会議中に発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(賛否の表明方法)

第5条 賛否の表明方法は、議長が指示する方法によるものとする。

(関係者の意見の聴取)

第6条 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(議事録の作成等)

第7条 会長は、会議の終了後速やかにその議事録を作成し、議長の指名する出席委員2人が当該議事録に署名しなければならない。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時、場所及び議題

(2) 在任委員数及び出席委員の氏名

(3) 議事の要領

(4) その他会長が必要と認める事項

3 議事録は、都市建設部都市計画課内に備え付けなければならない。

(傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴者は、会議の言論等に対して、賛否の表明、拍手、私語等会議の妨げとなる行為をしてはならない。

3 会長は、必要があると認めるときは、傍聴者の退場を命じ退場させることができる。

(その他)

第9条 条例及びこの規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(津山市都市計画審議会規則の廃止)

2 津山市都市計画審議会規則(昭和44年津山市規則第37号)は、廃止する。

付 則(平成20年3月25日規則第31号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第25号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月31日規則第22号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。